○職員の配偶者同行休業に関する条例

平成二十六年七月四日福島県条例第六十二号

職員の配偶者同行休業に関する条例をここに公布する。

職員の配偶者同行休業に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。) 第二十六条の六第一項、第二項、第三項、第六項、第七項、第八項及び第十一項の規定に 基づき、職員(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員 及び非常勤職員を除く。第九条第二項及び第三項を除き、以下同じ。)の配偶者同行休業 (法第二十六条の六第一項に規定する配偶者同行休業をいう。以下同じ。)に関し必要な 事項を定めるものとする。

(配偶者同行休業の承認)

第二条 任命権者は、職員が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該申請をした職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、当該職員が配偶者同行 休業をすることを承認することができる。

(配偶者同行休業の期間)

第三条 法第二十六条の六第一項の条例で定める期間は、三年を超えない範囲内の期間とする。

(配偶者同行休業の対象となる配偶者が外国に滞在する事由)

- 第四条 法第二十六条の六第一項の条例で定める事由は、次に掲げる事由(六月以上にわたり継続することが見込まれるものに限る。第七条第一号において「配偶者外国滞在事由」という。)とする。
 - 一 外国での勤務
 - 二 事業を経営することその他の個人が業として行う活動であって外国において行うも の
 - 三 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学に相当する外国の大学(これに準ずる教育施設を含む。)であって外国に所在するものにおける修学(前二号に該当するものを除く。)
 - 四 前三号に掲げるもののほか、これらに準ずる事由として人事委員会規則で定めるもの (配偶者同行休業の承認の申請)

- 第五条 配偶者同行休業の承認の申請は、配偶者同行休業をしようとする期間の初日及び末 日並びに当該申請をした職員の配偶者(法第二十六条の六第一項に規定する配偶者をいう。 以下同じ。)が当該期間中外国に住所又は居所を定めて滞在する事由を明らかにしてしな ければならない。
- 2 任命権者は、配偶者同行休業の申請をした職員に対して、当該申請について確認するため必要があると認める書類の提出を求めることができる。

(配偶者同行休業の期間の延長)

- 第六条 配偶者同行休業をしている職員は、当該配偶者同行休業を開始した日から引き続き 配偶者同行休業をしようとする期間が第三条に規定する期間を超えない範囲内において、 延長をしようとする期間の末日を明らかにして、任命権者に対し、配偶者同行休業の期間 の延長を申請することができる。
- 2 配偶者同行休業の期間の延長は、人事委員会規則で定める特別の事情がある場合を除き、 一回に限るものとする。
- 3 第二条の規定は、配偶者同行休業の期間の延長の承認について準用する。 (配偶者同行休業の承認の取消事由)
- 第七条 法第二十六条の六第六項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。
 - 一 配偶者が外国に滞在しないこととなり、又は配偶者が外国に滞在する事由が配偶者外 国滞在事由に該当しないこととなったこと。
 - 二 配偶者同行休業をしている職員が、職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年 福島県条例第四号)第十四条に規定する特別休暇のうち、出産により職員が勤務しない ことが相当である場合として人事委員会規則で定める特別休暇を取得することとなっ たこと。
 - 三 任命権者が、配偶者同行休業をしている職員について、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第二条第一項の規定による育児休業を承認することとなったこと。

(届出)

- 第八条 配偶者同行休業をしている職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を任命 権者に届け出なければならない。
 - 一 配偶者が死亡した場合
 - 二 配偶者が職員の配偶者でなくなった場合
 - 三 配偶者と生活を共にしなくなった場合

- 四 前条第一号又は第二号に掲げる事由に該当することとなった場合
- 2 第五条第二項の規定は、前項の届出について準用する。

(配偶者同行休業に伴う任期付採用及び臨時的任用)

- 第九条 任命権者は、第二条又は第六条第一項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る期間(以下この項及び次項において「申請期間」という。)について職員の配置換えその他の方法によって当該申請をした職員の業務を処理することが困難であると認めるときは、当該業務を処理するため、次の各号に掲げる任用のいずれかを行うことができる。この場合において、第二号に掲げる任用は、申請期間について一年を超えて行うことができない。
 - 一申請期間を任用の期間(以下この条において「任期」という。)の限度として行う任期を定めた採用
 - 二 申請期間を任期の限度として行う臨時的任用
- 2 任命権者は、前項の規定により任期を定めて採用された職員の任期が申請期間に満たない場合にあっては、当該申請期間の範囲内において、その任期を更新することができる。
- 3 任命権者は、第一項の規定により任期を定めて採用された職員の任期を更新する場合に は、あらかじめ当該職員の同意を得なければならない。

(配偶者同行休業職員の職務復帰時における処遇)

- 第十条 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合におけるその者の職務の級及び 号給については、部内の他の職員との均衡上必要と認められる範囲内において、人事委員 会規則で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
- 2 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合における職務の級及び号給の調整について、前項の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、同項の規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会と協議して、その者の職務の級及び号給を調整することができる。

(職務に復帰した配偶者同行休業職員に関する福島県職員の退職手当に関する条例の特例)

- 第十一条 福島県職員の退職手当に関する条例(昭和二十八年福島県条例第三十五号)第六条の四第一項及び第九条第四項の規定の適用については、配偶者同行休業をした期間は、同条例第六条の四第一項に規定する現実に職務をとることを要しない期間に該当するものとする。
- 2 配偶者同行休業をした期間についての福島県職員の退職手当に関する条例第九条第四

項の規定の適用については、同項中「その月数の二分の一に相当する月数(法第五十五条の二第一項ただし書に規定する事由又はこれに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しなかつた期間についてはその月数、育児休業又はこれに準ずる事由により現実に職務をとることを要しない期間(当該育児休業に係る子が一歳に達する日までの間であって、現実に職務をとることを要した期間のあつた日を除いた月に限る。)についてはその月数の三分の一に相当する月数)」とあるのは、「その月数」とする。

(人事委員会規則への委任)

第十二条 この条例(前条を除く。)の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。 附 則

この条例は、公布の日から施行する。